

白山都市計画地区計画の変更（白山市決定）

都市計画白山市相川地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	白山市相川地区地区計画	
位 置	白山市相川町の一部	
面 積	約 0.3 ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、市中心部から北西約 2 km の市街化調整区域内に位置し、隣接して松任陽香台住宅団地がある。</p> <p>また、東側及び北側には相川町の既存集落が近接している。そのため、周辺の田園景観と調和した、落ち着きとゆとりある居住環境の形成を目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>周辺地域と調和のとれた住宅地の形成を図るため、低層住宅の立地を誘導し、敷地の細分化を防止するなど、良好な居住環境の形成に努める。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ周辺景観との調和を保ちながら、それぞれの土地利用にふさわしい地区の形成が図られるよう、「建築物等の用途の制限」、「建築物の容積率の最高限度」、「建築物の建蔽率の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p>

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。建築基準法別表第2（い）項で規定する第1種低層住居専用地域内に建築することができる建築物。
		建築物の容積率の最高限度	80%
		建築物の建蔽率の最高限度	50%
		建築物の敷地面積の最低限度	180㎡
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物等の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は1.0m以上とする。 ただし、独立自動車車庫については、この限りでない。
		建築物等の高さの最高限度	10m
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の外観の色は、白、グレー、茶系等を基調とした低彩度、中明度の落ち着いた色調とするとともに、形態又は意匠についても周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障のないものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1.0mの範囲にある垣、さくの設置については、生け垣を基本として緑化に努めるものとする。 また、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスや植樹と組み合わせて設置してもよいものとする。
		ただし、公益上必要な建築物及び工作物については、この限りでない。	

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

都市計画法の一部が改正され、用語の整理による「建蔽率」の表記変更があったため、地区計画においても同一の表記とするため地区計画を変更する